

## 令和8年度 高知市困難女性等相談支援員 募集案内

- 1 職務内容 女性相談支援業務及び犯罪被害者等相談支援業務
- 2 勤務地 高知市人権同和・男女共同参画課  
(高知市鷹匠町二丁目1-43 高知市たかじょう庁舎5階)
- 3 募集人数 1名
- 4 身分 会計年度任用職員(パートタイム)
- 5 勤務条件等
  - (1) 雇用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※雇用の更新は勤務実績及び予算の状況により判断します。
  - (2) 勤務時間 午前9時から午後5時までの7時間とし、4週を通じ、1週当たり35時間を超えない範囲
  - (3) 休日 土曜日、日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
  - (4) 休暇制度 年次有給休暇他各種休暇有り
  - (5) 報酬 月額180,916円から※経験や資格に応じて異なります。
  - (6) 手当 期末手当(6・12月)・通勤手当有り
  - (7) 保険等 健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償(条例)有り
  - (8) 服務規定 地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員となり「服務に関する規定」等の地方公務員法が適用されます。
- 6 応募要件 次の要件のいずれかに該当する者
  - (1) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士又はこれらと同等の資格と市長が認める資格を有すること。
  - (2) 社会福祉主事として、1年以上福祉業務に従事した経験を有すること。
  - (3) 1年以上女性又は家庭に関する相談業務に従事した経験を有すること。※ 上記の応募資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。
  - ア 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 7 選考試験

- (1) 日 時 随時（詳細は別途お知らせします。）
- (2) 選考方法 書類選考及び個別面接
- (3) 結果発表 選考後1週間程度で、本人に合否を通知します。

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

#### ア 履歴書

指定様式はありませんので、市販のものに上半身脱帽の写真を貼ってください。

#### イ 欠格条項申告書

- ・高知市ホームページ（人事課）からダウンロードできます。
- ・用紙が必要な方はお申し出ください。

- (2) 提出方法 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、人権同和・男女共同参画課に持参してください。

- (3) 応募締切 雇用決定するまで

## 9 問合せ先 高知市市民協働部 人権同和・男女共同参画課

〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1-43 高知市たかじょう庁舎5階

電話 088-823-9449

担当：藤本